

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年5月16日

住所 熊本県熊本市東区長嶺東三丁目4番40号
氏名 河津造園株式会社
代表取締役 河津 正秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬勝貞



許可の年月日	平成24年5月16日	許可番号	廃対第3号の1
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8の2号 木くずの破砕施設（自走式）(MODEL3800TRACK) 処理する産業廃棄物の種類：木くず 以上1種類		
設置場所	熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5		
処理能力	456t/日（8時間）、57t/時間		
許可の条件	大分県内（大分市を除く。）の排出現場内に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年10月22日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
氏名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日	令和7年10月22日	許可番号	指令循推第1号の2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2 木くずの破碎施設(移動式) 緑産株式会社 AXTOR4510-S 処理する産業廃棄物の種類：木くず（以上 1種類）		
設置場所	大分県内（大分市を除く）の木くずの排出現場（保管場所） 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323 番 5		
処理能力	250 t/日（8時間）		
許可の条件	移動式施設の使用は、大分県内（大分市を除く）の木くずの排出現場内に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		